

- 凡 例
- 対象事業実施区域及び関連施設
 - 町村界
 - 対象事業実施区域より半径1.0km
- 人と自然との触れ合いの場
- 公園
 - スポーツ施設
 - ハイキングコース等
- 工事用資材搬入ルート
- 工事用搬出入ルート
 - 丸太材搬出ルート

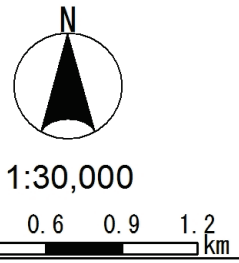


図 8-1-8-4
人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を及ぼす可能性がある環境影響要因

注：図中の番号は図 8-1-8-2、表 8-1-8-4に対応する。

① 工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用

(a) 工事前資材等の搬出入、建設機械の稼働、地形改変及び施設の使用、施設の稼働、太陽光パネル等の撤去・廃棄

a) 環境保全措置

工事前資材等の搬出入、建設機械の稼働、地形改変及び施設の使用、施設の稼働、太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

表 8-1-8-6 (1) 人と自然との触れ合いの場に係る環境保全措置

環境影響要因	環境保全措置の内容
<p>工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事前資材の搬出入 ・ 建設機械の稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内の計画道路とハイキングコースが交差する地点は、利用者が従来通りに通行できるようにする。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる。 ・ 建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する。 ・ 工事時間外は、計画道路へ利用者が迷い込まないように、柵及び看板を仮設置し侵入防止措置を図る。 ・ 工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努める。 ・ 工事関係車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 工事関係車両のアイドリングストップを徹底する。 ・ 造成箇所や資材運搬等の車両が走行する計画道路には、粉じんが飛散しないように、必要に応じて散水を行う。 ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。 ・ 建設機械については、低騒音型の機械の使用に努める。 ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変及び施設の使用 ・ 施設の稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内を通過するハイキングコース上は、利用者が自由に通行できるようにする。 ・ 太陽光パネル等を設置している敷地内へと続く道路には、ハイキングコースの利用者の迷い込み等を防ぐため、看板を設置するほか、門扉を設置し、常時閉鎖するものとする。施設管理等で車両が通行する場合には、安全に極力注意し、徐行運転を行う。 ・ 施設設置に伴う樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努める。 ・ ハイキングコースは主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点から、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する。

表 8-1-8-6 (2) 人と自然との触れ合いの場に係る環境保全措置

環境影響要因	環境保全措置の内容
土地又は工作物の存在及び供用 ・太陽光パネル等の撤去・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の計画道路とハイキングコースが交差する地点は、利用者が従来通りに通行できるようにする。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる。 ・解体機械、撤去・廃棄関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する。 ・工事時間外は、計画道路へ利用者が迷い込まないように、柵及び看板を仮設置し侵入防止措置を図る。 ・撤去・廃棄関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努める。 ・撤去・廃棄関係車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・撤去・廃棄関係車両のアイドリングストップを徹底する。 ・造成箇所や資材運搬等の車両が走行する計画道路には、粉じんが飛散しないように、必要に応じて散水を行う。 ・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。 ・解体機械については、低騒音型の機械の使用に努める。 ・解体機械のアイドリングストップを徹底する。

b) 予測

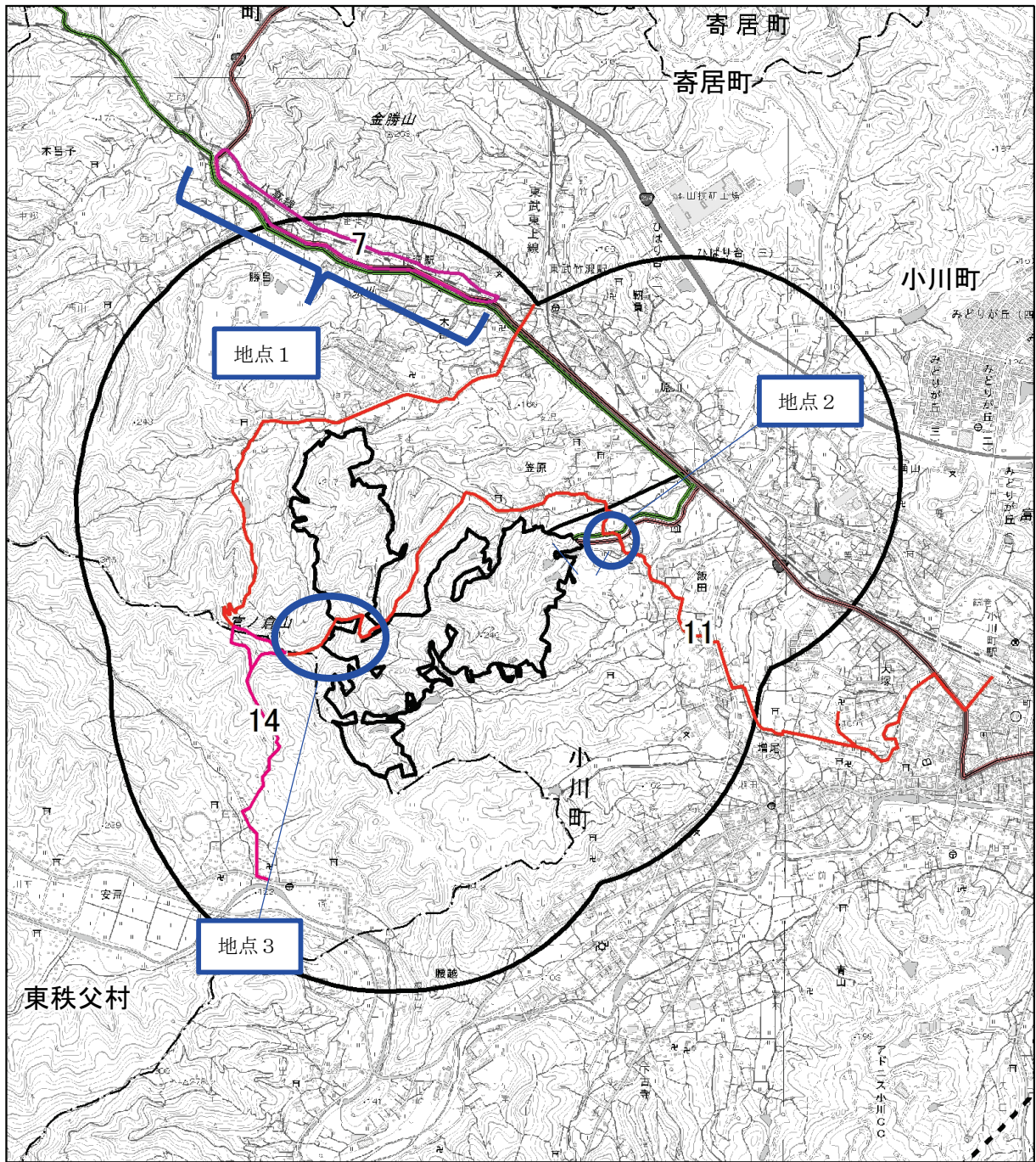
(7) 予測地域

工事関係車両、撤去・廃棄関係車両の主要な走行ルート及びその周辺並びに対象事業実施区域内の建設機械、解体機械の稼働する範囲とした。

(イ) 予測地点

予測地点は、表 8-1-8-5 に示すとおり、「No.7 竹沢公民館周回コース」、「No.11 官ノ倉山ハイキングコース」及び「No. 14 官ノ倉ハイキングコース」、「No.26 腰越城跡から官ノ倉山までの山道」とした。

なお、各予測地点において、工事関係車両及び撤去・廃棄関係車両の走行ルートと重なる、または交差する地点については、図 8-1-8-5 に示すとおり竹沢公民館周回コースが 1 地点、「No.11 官ノ倉山ハイキングコース」が 2 地点（対象事業実施区域内で 1 地点、対象事業実施区域外で 1 地点）ある。



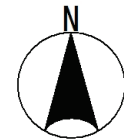
凡 例

- 対象事業実施区域及び関連施設
- 対象事業実施区域外周より半径1.0km
- 町村界

人と自然との触れ合いの場

- ハイキングコース等
- 工事関係車両及び撤去・廃棄関係車両の走行ルート
- 丸太材搬出ルート

注：図中の番号は図 8-1-8-2、表 8-1-8-4 に対応する。



1:30,000

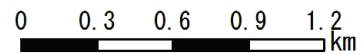


図 8-1-8-5
工事関係車両及び撤去・廃棄関係車両の走行ルートと交わる地点